

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所 在 地	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
評価実施期間	平成24年3月5日～24年8月31日
評価調査者番号	① 第06-040号
	② 第06-042号
	③ 第06-039号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 幸愛保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 矢橋 清三	開設年月日： 昭和37年11月1日
設置主体： 社会福祉法人 幸愛会	定員： 60名
経営主体： 社会福祉法人 幸愛会	(利用人数)
所在地：〒863-1901 熊本県天草市牛深町1047-13	
連絡先電話番号： 0969-72-2804	FAX番号： 0969-72-2141
ホームページアドレス	http://www2.gol.com/users/kouai-001

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
第二種社会福祉事業(保育所) 7:00～19:00までの保育(延長含む) 障がい児保育 一時保育 休日保育 病児保育 子育て支援事業	入園式 遠足 チャリティ盆踊り 運動会 餅つき大会 園遊会 卒園旅行 卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0歳児用保育室 1歳児用保育室(匍匐室含む) 2歳児用保育室 3歳児用保育室 4歳児用保育室 5歳児用保育室(兼集会場)	調理室 事務室 病児室 病後児室 応接室 放送室 浴室 食糧保管庫 倉庫 トイレ

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	10	6
副園長	1		社会福祉主事	2	
主任保育士	1		栄養士	1	
保育士	8	6	調理師	6	5
子育て支援担当	1	1	児童厚生2級指導員	3	
栄養士	1		看護師	1	1
調理師	1				
看護師	1	1			
合 計	15	8	合 計	23	12

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

I. 地域の保育園としての役割と機能を明確にしながる園の運営が行われています。

幸愛保育園は、昭和37年の開設以来、漁業を主産業とする港町の保育園として歴史を積み重ねてこられました。地域の人々と共に、町(産業)の繁栄と衰退を経験する中で、保育を必要とする子どもの保育及び、働く保護者の支援に取り組んでこられ、現在もその姿勢は変わることなく園運営の中心に据えられています。地域の行事への参加に留まらず、夏祭りや餅つきなど地域の人々に参加いただける園の行事にも積極的で、地域の人々と子どもたちの交流に力を注がれていることをうかがい知ることができます。子育てサークルや一時保育、病児保育などにも積極的に取り組み、延長保育や通園バスによる子どもの送迎は経営努力により料金を徴収しないで運営されるなど、働く保護者の経済的な応援にも取り組まれています。園長自ら地域の様々なネットワークや団体に参画され、各種機関との連携も図られており、地域のニーズに応じて看護師や歯科衛生士などの専門職による講演会なども開催されています。

地域の保育園として、保護者支援や地域の中で子どもを育むための活動が幅広く展開されており、園に脈々と受け継がれてきた姿勢が前面に現れていると言えます。

II. 家庭や保護者会との連携に力を注がれています。

保護者との送迎時の対話や連絡帳を用いた日常的なコミュニケーションはもちろん、保護者会や懇談会のほか、園の行事の際の相談対応や質疑応答など、様々な機会におけるコミュニケーションを大切に考え、信頼関係が深まるよう努められています。保育のみならず食生活に関しても連携が図られており、食育計画や食育講座計画に沿った活動が展開されています。献立表の配付や給食サンプルの展示のほか、レシピの配付、給食便りによる食の重要性についての啓発にも取り組まれています。また、保護者会活動の支援にも力を注がれており、会の発足から運営の支援、共に子どもを育てるチームとしての意識形成など、保護者会の活動に寄り添いながらサポートされていることがうかがい知れます。

III. 児童福祉事業の動向を見据えた保育園運営が行われています。

園長は行政や保育協会・保育協議会等が主催する研修会への参加や、各種団体からのメールマガジン及びインターネットなどを活用し、児童福祉事業の動向や法改正情報の入手に努められています。また、園長自らが地域の各種団体やネットワークに参画される中で得られる情報と、園が行う様々な事業において把握される情報により、地域の福祉ニーズや地域の特徴・変化等についても把握され、園の経営や運営に活かされています。このような取り組みから、園の将来を見据え、幸愛保育園において質の高い保育を継続的に提供したいといった思いが強く伝わってきます。

◆ 改善を求められる点

I. 中・長期的な計画の更なる具体性とその実現のための収支的な裏付けの確立を期待します。

中・長期的なビジョンと計画については、「2015年度までの中期目標」としてまとめられており、将来構想や現状と課題などについて文書化されています。しかし、その具体性については十分とは言い難い状況が見受けられます。ビジョンの実現のために人的な要素や設備的な要素、体系的な要素など様々な角度から検討され、職員はもとより保護者や地域に対して、園がどのような方向性を持って運営されているのか明確に伝わるような工夫が必要と感じられます。また、計画の実現のためには収支的な要素も重要と言えます。より具体的な中・長期の事業計画及びその収支計画の策定を期待します。

II. 人材に関するプランの具体性の確保と職員の育成に関しての更なる取り組みを期待します。

必要な人材のプランは、中期目標などから粗方読み取ることは出来ませんが、目標とする保育の質を確保するための必要な人材や人員体制のプランとしては具体性にやや欠ける面が見受けられます。また、職員育成の仕組みについても現在取り組まれている手法を更に充実させることで、より効果的な仕組みが構築できると思われます。中・長期計画と併せて人材に関するプランを確立され、人事考課を含めた職員育成の仕組みが充実されることを期待します。

III. 規程に基づく記録の管理が求められます。

子どもに関する記録などの保管は、個人情報保護の視点に立って行われていますが、記録の管理に関する規程の整備には至っていない状況です。記録の保管、保存、廃棄や情報の開示に関する規程を定め、規程に沿った管理を行われることが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H24.8.12)

今回の第三者評価の受審に先立ち、必要とされるシステムの整備やマニュアルについて、評価項目に照らし合わせて改善を行った結果、多くの項目でA評価をいただきました。日々の保育も評価され、職員一同の励みとなっております。反面、自分たちでは気づかない点も多く、保育を見直す良い機会となりました。

地域的には過疎と少子化、全国的には子どもが犠牲となる事故や犯罪の増加など、保育園を取り巻く環境は厳しくなっていますが、子育ての核として、利用者が希望を持てる中・長期計画を策定していきたいと思えます。

福祉事業は他所と比較する機会が少ないサービスです。評価基準の内容が現場や実態と乖離している部分もありますが、「この園で、一緒に子どもを育てられて良かった」と言っていただけの保育を続けるためにも、質の維持と見直しに努めてまいります。

(H . .)

(H . .)

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	
1 理念・基本方針	<p>子どもの“豊かな心”を育むことに主眼をおいた理念及び、その実現に向けた基本方針は、「園のしおり」に明示されると共に各保育室など施設内の各所に掲示されています。職員会議や入園・卒園式においての説明のほか、保護者会においても理念の唱和が行われるなど、職員のみならず保護者に対しても理解を促す取り組みが見られます。また、「園のしおり」やパンフレットは保健センターや医療機関、薬局、市役所などに配布され、地域の幼保小連携会議や特別支援教育推進会議への参加など、様々な場面で園についての理解につながる活動も見られます。</p>
2 計画の策定	<p>中・長期計画は、事業計画の中に「2015年度までの中期目標」として整理され、それに沿った単年度の事業計画も策定されています。事業計画は、職員で構成される各部会で原案が立てられ、それを取りまとめる形で策定されており、定例の職員会議において、周知から実施状況の把握や評価までが行われています。計画には、子どもの安全や保護者の就労支援、子育て支援に関する内容が示されており、保護者会での説明、報告も行われています。</p> <p>課題としては、中・長期計画の収支的な裏づけとなる収支計画の策定及び実施状況の評価が可能となるような計画の具体性が挙げられます。</p>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<p>園長により、自らの役割と責任が年度当初の職員会議において表明され、平常時のみならず災害や事故発生時の役割と責任についても明文化されています。質の向上や業務改善にも積極的に取り組まれており、組織内に部会制を導入し、その活動に自らも参画されています。自己評価や保護者アンケートも実施され、予算との兼ね合いを見ながら保育の質の向上や業務改善に取り組まれています。遵守すべき法令については、保育協会や交通安全協会などの各種研修会や会議に参加し、最新の情報の入手に努められています。今後は、幅広い分野における遵守すべき法令等のリスト化など、職員に周知するための更なる具体的な取り組みを期待します。</p>
評価対象Ⅱ	
1 経営状況の把握	<p>社会福祉事業全体や保育事業の動向については、各種団体が主催する研修会や発行する書籍、メールマガジンなどから情報が得られています。また、地域の状況や潜在的なニーズについては、子育てサークルなどの活動のほか、園長自らの少年補導員としての活動や交通安全協会での活動の中で把握されています。経営状況については、予算書や試算表によるコスト分析の結果や把握された在園児の推移が、各計画に反映されています。外部監査については、外部の専門家との契約内容は確認できますが、外部監査の実績を証明する書類は無く、指導や指摘事項を経営改善に結びつけるための仕組みも十分とは言えない状況がうかがえます。</p>
2 人材の確保・養成	<p>必要な人材に関するプランは、中期目標や退職者(予測)管理のための帳票において確認できますが、その具体性については課題が残ります。人事考課についても実施</p>

	<p>状況は確認できますが、人事考課の客観的な基準の整備などについて、更なる取り組みを期待します。</p> <p>職員の就業状況の確認は、有給休暇の消化率のデータなどにより把握され、意向の把握は、個人面談により行われています。職員が相談できる専門家については、各種行政の機能や医療機関(心療内科等)が紹介されています。福利厚生に関しては、職員の希望に基づいた仕組みが整備され、希望に応じて福利厚生センターへの加入も出来るようになっていきます。</p> <p>職員の質の向上に関しては、その姿勢が基本方針から読み取れ、研修等についても積極的に参加されています。職員一人ひとりの教育・研修に関する計画が立てられ、それに基づく研修受講も行われています。研修後のレポートや研修内容の発表の機会も設けられており、職員全体のスキルアップにもつながられています。課題としては、研修計画の内容の充実や目標管理の仕組みの更なる充実が挙げられます。</p> <p>実習生の受入れに関しては、地域的要因により実績は少ないものの、受入れに向けた積極的な活動が見受けられます。</p>
3 安全管理	<p>安全管理については、園長自らその仕組みの構築に参画されています。安全確保に関する定期的な検討会は、定例職員会議の中で行われており、緊急性に応じて毎日の昼会議においても話し合いが行われています。組織内の看護部会や食育部会など各種部会が安全管理についての役割を担う仕組みとされており、全体的には定例会議で統括されています。その他、安全点検チェックリストやヒヤリハットノートが活用され、未然に事故を防止する活動も展開されています。</p> <p>災害に関しても火事や津波などを想定したマニュアルの整備や訓練が実施されており、施設内各所には物的な落下防止策や転倒防止策が施されています。食料品や備品類の備蓄については、質・量及び保管のルールなど更なる工夫を期待します。</p>
4 地域との交流と連携	<p>社会科見学として例年、警察署や消防署、図書館、文化施設などの見学が行われています。地域の行事への参加や絵本の読み聞かせなどのボランティア受入にも積極的に取り組まれています。また、チャリティ夏祭りや餅つき大会など、地域の人々が参加でき、子どもとの交流が図れる園主催の行事にも力を注がれています。事業所の機能の地域への還元についても、子育て支援サークルや一時保育、病児保育などに積極的に取り組まれており、歯科衛生士や看護師、調理師など有資格者による講演なども行われています。</p> <p>地域の社会資源の活用や関係機関との連携にも積極的で、消防署や警察署、医療機関、行政組織のほか、体育館や文化施設など子どものお出かけに有用な情報の収集にも努められています。幼保小連携会議などの各種ネットワークへの参画や児童相談員等との連携のほか、園長自ら少年補導員などの役割を担う中で、様々な連携関係が構築されており、地域における課題や問題が把握され、解決に向けて協働されています。</p> <p>様々な連携や活動の中で把握された子育てに関するニーズについては、年間行事計画への反映や、一時保育・延長保育・休日保育・病児保育などの各種事業の運営にも生かされています。</p>
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<p>保育方針の中に「園児個々の個性・人格・家庭環境を尊重する」と掲げ、年齢毎の保育方針が「園のしおり」に明示されています。資料配付及び会議等での説明により職員間において基本姿勢の共有化が図られており、保護者にも資料配付及び入園式や懇談会などでの説明が行われ、園の姿勢を理解いただけるよう努められています。また、「スタッフの心得及びマナー」や「デイリープログラム」の中でも利用者のプライバシー保護と併せて利用者を尊重する姿勢が読み取れます。</p> <p>利用者満足の上昇に関しては、サービス全般に関する保護者アンケートの結果について、改善策や対応策、対応できない理由などが書面配付及び口頭で説明され、保護者の意向が保育園運営や保育サービスに反映される仕組みとされています。その他、連絡帳や意見箱、懇談会、保護者会などの様々なコミュニケーションの形態により、保護者の意向の把握に努められており、それらの継続的な取り組みについても積極的な姿勢がうかがえます。</p> <p>相談・苦情に関しては「苦情(意見)対応マニュアル」が整備され、イラスト入りの分かりやすいフローチャートが保護者に配付されています。日常的な意見や相談については、昼会議などで検討され迅速な対応につながられています。</p>
2 サービスの質の確保	<p>サービスの質の向上に関しては、数年前から当該第三者評価の受審に向けて評価基準の勉強会や自己評価などを行う「第三者評価部会」を組織内に設置し、現状分析や課題抽出及びそれに基づく改善活動に取り組まれています。今回の第三者評価</p>

	<p>により抽出された課題については計画的な改善活動に取り組み、園の特徴的な取り組みについては更に伸ばしていきたいといった、園長の積極的なコメントから、自己評価及び第三者評価への定期的・継続的な取り組みが期待できます。</p> <p>提供するサービスの標準的な実施方法については、各種会議にて検討が重ねられ、各クラスのデイリープログラムや各種計画及び保育の実践につながられています。評価・見直し等についても、各種会議を経て行われる仕組みが構築され機能しています。また、緊急性の高い内容については、日々の昼会議で検討されていることも確認できました。</p> <p>サービスの実施状況や子ども一人ひとりに関する記録は、計画や発達段階に沿って整備されており、職員によって記録内容に差異が生じないように主任保育士による確認及び指導が行われています。特に新任保育士には指導担当が付けられマンツーマンの指導が行われています。各種情報については、記録の活用のみならず、各種会議による口頭での共有にも努められています。記録の管理については、個人情報保護の視点で管理に努められていますが、保管・保存・廃棄に関する規程やマニュアルの整備には課題が残ります。</p>
<p>3 サービスの開始 継続</p>	<p>イラストや写真入りで保育内容や料金を分かり易く説明したパンフレットが作成されており、行政や公共機関、医療機関などに配布されています。ホームページも開設されており、園が提供する保育内容や料金等の必要な情報が得られるようになっています。入園前には、資料を用いた説明や見学に応じられており、保護者からの質問にも丁寧に対応されています。</p> <p>転園の際には、担当保育士が子供の状態や趣味、趣向、拘りなどに関する情報を取りまとめ、保護者の了解を得た上で、転園先に提供する仕組みとされています。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>入園時の面接により子ども一人ひとりの身体・生活状況、アレルギーに関する事などが担当保育士や看護師、栄養士等により聴取され、定められた様式に記録されています。入園後の健康診断及び保護者との面談や連絡帳によって得られた情報もその都度追記され、最新の情報を管理するよう努められています。それらの情報及び保護者の要望や意見を踏まえ、保育に関する計画が作成される仕組みとなっています。計画の見直しや変更については、各担当により評価が行われ、緊急を要する場合は昼会議で、定期的なものは定例会議等で検討される仕組みとなっており、職員間の共有にもつながられています。</p>
<p>評価対象Ⅳ A－1 保育所保育の基本</p>	<p>保育課程については、保育所保育指針が改訂された際に様々な研修への参加や情報収集、検討を重ね作成されています。年度末には、1年の保育を振り返り会議において評価・見直しが行われており、次年度の保育課程に反映される仕組みとされています。</p> <p>平成11年に増築された乳児室は、クッションフロアが施され、採光と通風を考慮し広い窓や換気扇、シーリングファンを備えるなど、安全で明るく温かい広々とした空間になっています。乳児担当の保育者には、経験豊富な保育士や看護師が配置されており、その時々のおもいや自我が十分に育つよう配慮しながら保育が行われています。1・2歳児の保育に関しては、身体を使って遊べる環境が整備されると共に自己主張を担当保育士が大切に受け止め、保育につなげるよう努められています。縦割り保育やランチルームでの食事を通して異年齢の子どもとの関わりを持ち、憧れや社会性の育ちを支援するよう努められています。3歳児の保育室は、照明を昼白色から落ち着いた電球色に替え、日没後でも子どもが落ち着いて過ごせるように工夫されており、集団の中で安定して興味・関心のある活動に取り組むといったねらいを持って環境の整備が行われています。4歳児は、保育の計画の中に集団活動の実現を目指した内容が組み込まれ、保育士が子どもの主体性を引き出しながら協調できるような関わりを心掛けられています。5歳児には、就学を見据えて一人ひとりの机や椅子が整備され、文字への関心や一定時間以上継続して集中できる力を身に付けられるような取り組みが行われています。校区の幼保小連携会議に参加し、小学校教員との意見交換や合同研修への参加により連携も図られています。子どもについては、学童保育に取り組む中で一緒に活動する機会が設けられ、就学にスムーズにつながる効果が得られています。今では小学校側の都合により機会が減少しているようですが、就学予定の小学校の見学が実現できるよう働きかけも行われています。</p> <p>一人ひとりの健やかな育ちと発達段階に応じた遊びや活動が計画的に行える安全な環境整備に努め、適切な保育が行えるよう保育の振り返りや保育士としての資質の向上を目指した自己評価にも取り組まれています。</p>

<p>A-2 子どもの生活と発達</p>	<p>「スタッフの心得及びマナー」や熊本県保育協議会保育士部会が発行している「保育のしおり」などをもとに、保育園で働く職員として望ましい丁寧な対応や言葉遣いに努められており、一人ひとりの子どもを受容し、子どもとの信頼関係が築けるように努められています。延長保育については、子どもたちが安心して過ごせるよう畳やコーナーが設けられ、くつろげる環境づくりに配慮がうかがえます。夕方には夕食に影響が及ばない程度の軽食の提供が行われていますが、子育て家庭を応援するといった意味合いで延長保育料金の徴収は行わず経営努力でカバーされています。</p> <p>看護師主導のもと各職員の意見を取り入れながら保健計画が作成され、日常的な健康管理に努められています。SIDS(乳幼児突然死症候群)対策としての睡眠時の呼吸や健康状態の定期的な確認、予防接種や発達健診情報の収集、把握も行われています。感染症発生時には会議により職員間で情報が共有され、保護者への発生状況のお知らせや注意喚起にも努められています。園内における怪我や体調変化についても速やかに保護者に連絡し、緊急性がある場合には救急搬送される仕組みが整っています。些細なことでもお迎えの際の口頭による報告に努められ、その対応には保護者の満足度も高いようです。</p> <p>食育計画についても各職員の意見を取り入れて作成されており、クッキングや食育講座は、保護者からも好評が得られているとのこと。日々の給食の食材については、出来る限り地産地消を心がけ、子どもたちと一緒に育てた野菜を使用することで好き嫌いの克服につなげる工夫も行われています。ランチルームでの3歳以上児の合同食事会にも取り組まれ、園長も積極的に参加されています。食事前には栄養士による栄養に関する話が行われ、献立の工夫につなげるための子どもたちの喫食状況の把握も行われています。3歳以上児にも主食が提供されており、訪問時には5歳児が自分の主食をつぎ分けている姿が見られました。食器については、物を大切に扱うことを学ぶ目的もあり、陶器への移行が進められています。箸についても六角箸を用い、正しい箸の使い方が身につくよう工夫されています。アレルギー疾患や慢性疾患などを抱える子どもの食事は、主治医の指導のもと除去食や代替食が提供されています。</p>
<p>A-3 保護者に対する支援</p>	<p>食についての保護者との連携については、献立表やレシピの配付、サンプル展示が行われ、給食便りを媒介として食の重要性に関する啓蒙に取り組まれています。</p> <p>保護者会活動には、会場の提供や印刷物の準備・配付など、積極的に協力されています。時には保護者会を育てる役割を担い、共に子育てを行うチーム意識の形成に努めるなど、保護者会の活動に寄り添いながらサポートされているのが分かります。</p> <p>子育て情報の提供のほか、保護者の生活や就労状況などを十分に把握し、子どもの状態観察を丁寧に行うことで、不適切な養育や虐待の早期発見と適切な対応につなげるよう努められています。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人 家族・保護者	36	
聞き取り調査	利用者本人 家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	①・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	①・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・①・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・①・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	①・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・①・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
	Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
	Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	Ⓐ・b・c

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓒ・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓒ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・Ⓒ
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-1 養護と教育の一体的展開		
A-1-1(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑥	職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑦	入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c
A-1-2 環境を通して行う保育		
A-1-2(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-⑥	施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-3 職員の資質向上		
A-1-3(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-1 生活と発達の連続性		
A-2-1(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-1(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-1(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-2 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-2(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-④	食育の取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-2-3 健康及び安全の実施体制		
A-2-3(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-3(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
A-3-(1)-④	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	①・b・c
A-3-(1)-⑤	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	41	11	1
内容評価基準（評価対象A1～A3）	29	0	0
合 計	70	11	1